

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第3137号)

令和6年11月27日

横情審答申第3137号

令和6年11月27日

横浜市長 山中 竹春 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 松村 雅生

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく諮問に
ついて（答申）

令和4年10月27日青地振第764号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「請求人が平成30年8月30日「苦情対応報告書」記載の暴行、義務のない清掃、プライバシーの提供、整列の強要など地方自治法244条2項に規定された「差別的取扱い」をされた行為に対し、どのような指導もしくは処分、処遇をされたかを記述した行政文書」及び「その当時の館長名、管理運営法人の住所、理事長名を記載した文書」の個人情報非開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「請求人が平成30年8月30日「苦情対応報告書」記載の暴行、義務のない清掃、プライバシーの提供、整列の強要など地方自治法244条2項に規定された「差別的取扱い」をされた行為に対し、どのような指導もしくは処分、処遇をされたかを記述した行政文書」及び「その当時の館長名、管理運営法人の住所、理事長名を記載した文書」の保有個人情報を保有していないとして非開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「請求人が平成30年8月30日「苦情対応報告書」記載の暴行、義務のない清掃、プライバシーの提供、整列の強要など地方自治法244条2項に規定された「差別的取扱い」をされた行為に対し、どのような指導もしくは処分、処遇をされたかを記述した行政文書」（以下「個人情報1」という。）及び「その当時の館長名、管理運営法人の住所、理事長名を記載した文書」の保有個人情報（以下「個人情報2」という。個人情報1及び個人情報2を総称して、以下「本件保有個人情報」という。）の個人情報本人開示請求（以下「本件本人開示請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が令和4年6月30日付で行った個人情報非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといふものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件保有個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「旧条例」という。）第25条第2項に該当するため非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

平成30年8月30日「苦情対応報告書」（以下「本件苦情報告書」という。）に関して、実施機関では指導、処分又は処遇は行っていないことから、個人情報1は作成しておらず、保有していないため、非開示とした。

個人情報2についても、審査請求人に係る保有個人情報のうち、上記苦情対応報告書が作成された当時の館長名等が記載された文書は作成しておらず、保有していないため、非開示とした。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、実施機関は請求人に対し本件保有個人情報を開示せよ。
- (2) 実施機関は、犯罪行為、違法行為に加わった職員らの処分をせよ。
- (3) 団体名や代表者名などについて、別の開示請求では、情報公開条例に基づいて実施機関は個人情報ではないと認めて開示しているのだから、本件処分は同条例に違反する。
- (4) 実施機関が「非開示」の「理由」欄に記載した内容には虚偽の事実がある。このような虚偽事実をもって実施機関が非開示とするのは、有印虚偽公文書作成や証拠隠滅、管理団体への利益供与、贈収賄などの刑法犯罪に当たる。
- (5) 審査請求人の施設利用権の侵害や、地方自治法（昭和22年法律第67号）第10条や第244条第1項及び第2項に違反する差別があったのだから、行政指導又は行政処分を行う事案であった。それにもかかわらず、行政指導や行政処分を行っていないのは、義務を果たさない違法行為や管理団体への利益供与、管理団体による市民支配を継続させるという癒着にも当たり、本件処分の理由には偽りがある。

5 審査会の判断

- (1) 答申に当たっての適用条例について

横浜市個人情報の保護に関する条例（令和4年12月横浜市条例第38号。以下「新条例」という。）が令和5年4年1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、新条例附則第3項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。

- (2) 地区センターの管理運営について

横浜市では、横浜市地区センター条例（昭和48年6月横浜市条例第46号）に基づき、地域の住民が自主的に活動し、相互交流を深めることのできる場として地区センターを設置している。地区センターの管理に関する業務については、同条例第5条第1項及び第2項で、地方自治法第244条の2第3項の規定により指定管理者に行わせることが規定されている。この指定管理者の指定等に係る事務は、設置区の区長に委任されている（令和6年3月横浜市規則第37号による改正前の区長委任規則（平成6年7月横浜市規則第63号）第2項第6号の2）。そして、設置区における指定管理者への指導及び助言については、当該区の総務部地域振興課が行っている

(横浜市役所事務分掌規則(昭和52年6月横浜市規則第68号)第2条)。

(3) 本件保有個人情報について

本件本人開示請求書や審査請求書の記載内容から、本件保有個人情報は次のように解される。

ア 個人情報1は、本件苦情報告書で報告されている事案に関して、関係者を指導、処分又は処遇したかが記載された、審査請求人を本人とする保有個人情報である。

イ 個人情報2は、本件苦情報告書に係る事案の発生当時における当該地区センターの館長名、指定管理者の住所や代表者名が記載された情報であり、審査請求人を本人とする保有個人情報である。

(4) 本件保有個人情報の不存在について

ア 実施機関は、本件保有個人情報は作成しておらず、保有していないと主張しているため、当審査会が実施機関に説明を求めたところ、次のとおり説明があった。

(ア) 個人情報1について

地区センターの職員は、指定管理者の従業員であって、本市の職員ではない。そのため、地区センターの職員に対して、本件本人開示請求で示されているような処分等は実施機関では行っていない。したがって、個人情報1は作成しておらず、保有していない。

(イ) 個人情報2について

館長名、管理運営法人の住所及び理事長名が記載された文書は保有しているが、審査請求人本人の個人情報として館長名等を記載した書類は作成していない。したがって、個人情報2は作成しておらず、保有していない。

イ 当審査会は、以上を踏まえ、次のように判断する。

(ア) 個人情報1について

地区センターの管理は、実施機関が直接行っているのではなく、横浜市地区センター条例に基づいて指定管理者が行っている。そして、地区センターの職員は指定管理者の従業員であり、その指揮監督についても指定管理者が権限と責任を有している。したがって、仮に施設内で地区センター職員による違法・不当な行為が確認された場合でも、その処分等を行うのは指定管理者であって、実施機関ではない。

以上により、実施機関が本件本人開示請求で示されているような処分等をしておらず、個人情報1を作成していないとする説明は、不自然、不合理とはい

えない。

(イ) 個人情報2について

指定管理者である法人又は団体の名称や住所、代表者名や館長名といった情報については、その指定等を行う実施機関において何らかの形で書面が保有されているであろうと推察できる。

しかし、個人情報の本人開示請求の制度は、開示請求者自身を本人とする保有個人情報の開示を求める制度であるが（旧条例第20条第1項）、指定管理者に係る情報は、審査請求人本人の個人情報中には含まれておらず、別個の情報である。

したがって、実施機関が審査請求人本人の個人情報として館長名等を記載した文書は作成していないとする説明は、不自然、不合理とはいえない。

(ウ) その他、実施機関が本件保有個人情報を保有していると推認させる特段の事情は認められない。

(エ) 以上のことから、実施機関において本件保有個人情報を保有しているとは認められない。

ウ 審査請求人のその他の主張は、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件保有個人情報を保有していないとして非開示とした決定は、妥当である。

(第一部会)

委員 松村雅生、委員 大川千寿、委員 戸部真澄

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令 和 4 年 1 0 月 2 7 日	・ 実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令 和 6 年 9 月 2 5 日 (第 3 8 9 回 第 一 部 会)	・ 審議
令 和 6 年 1 0 月 2 3 日 (第 3 9 0 回 第 一 部 会)	・ 審議